



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（総務私学課）…… 1
- 沖縄県公益認定等審議会の庶務に関する規則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 1
- 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則（行政管理課）…………… 2
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 3
- 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 3
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（保健医療総務課）…………… 5
- 国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 5
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）…………… 5
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課）…………… 6
- 沖縄県部活動大会参加支援基金条例第 6 条の規則で定める団体を定める規則（教育庁保健体育課）…… 6

規 則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第18号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成 7 年沖縄県規則第78号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）
- 2 沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように改める。
別表第 1 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成 7 年沖縄県規則第78号）の項を削る。
別表第 2 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の項を削る。

沖縄県公益認定等審議会の庶務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第19号

沖縄県公益認定等審議会の庶務に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益認定等審議会の庶務に関する規則（平成20年沖縄県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第42条第2項の規定により読み替えられた公益信託法第28条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

第3条第1項中「又は整備法」を「若しくは整備法」に改め、「移行法人」という。）の次に「又は公益信託法第2条第1項第1号に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）」を加え、「又は移行法人」を「若しくは移行法人又は公益信託」に改め、同条第2項中「又は移行法人」を「若しくは移行法人又は公益信託」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第20号

情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改める。

第51号様式（公示送達用）中

送 達 を 受 け る 者		公 示 送 達 す る 書 類			
		名 称	課 税 年 度	期 別	税 目

を

送 達 を 受 け る 者	公 示 送 達 す る 書 類				
氏 名	名 称	課 税 年 度	期 別	税 目	

に改める。

(沖縄県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県立自然公園条例施行規則（昭和55年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改める。

第45条第1項中「知事が行うものにあつては県公報により、その他のものにあつては」を「次に掲げる事項について」に、「方法により、次に掲げる事項について」を「方法で」に改める。

(沖縄県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正)

第3条 沖縄県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成6年沖縄県規則第55号）の一部を次のように改める。

第3条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第11条第2項中「聴聞を行う行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「インターネットの利用その

他の方法」に改める。

(沖縄県行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正)

第4条 沖縄県行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成8年沖縄県規則第7号）の一部を次のように改める。

第2条に次の1項を加える。

2 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法

第3条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第11条第2項中「聴聞を行う行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「インターネットの利用その他の方法」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第21号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第246号の7の次に次の6号を加える。

246の8 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

246の9 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

246の10 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料

246の11 土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料

246の12 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査手数料

246の13 宅地造成等に関する工事の許可等適合証明書交付手数料

別表第5項第72号を次のように改める。

72 安全対策優良海域レジャー提供業者審査手数料

別表第5項第72号の次に次の1号を加える。

73 安全対策優良標示交付手数料

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表第5項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第22号

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1工業技術センター使用料の表濃縮機器、乾燥機器及び加熱機器の項中「180円」を「200円」に改め、同表成形機器及び切断機器の項中「射出成型装置」を「射出成形装置」に、

	粉末熔融積層方式造形機	同	4,470円		を
	粉末熔融積層方式造形機 材料押出法造形機	同 同	4,470円 280円		に改め、同表設計支

援機器、金属加工機器及び表面処理機器の項中「790円」を「640円」に、

	CAD/CAMシステム 流体解析用CAD/CAEシステム 小型レーザー加工機	同 同 同	380円 2,580円 1,590円		を
	小型レーザー加工機 CADシステム CAMシステム CAEシステム	同 同 同 同	1,590円 210円 1,130円 2,470円		に改め、同表光学機

器及び計測機器の項中「370円」を「550円」に、

	真円度・円筒形状測定機	同	830円		を
	真円度・円筒形状測定機 電子顕微鏡	同 同	830円 3,520円		に改め、同表分離分

析機器の項中「1,930円」を「2,890円」に改める。

別表第2の1工業技術センター手数料の表定性分析の項中「4,940円」を「6,470円」に、「4,970円」を「6,520円」に、「3,070円」を「4,140円」に、「9,520円」を「10,990円」に、「1,760円」を「2,480円」に、「2,590円」を「3,460円」に、「3,410円」を「4,800円」に改め、同表定量分析の項を次のように改める。

定量分析	ICP発光分光分析装置による分析	1成分につき	8,360円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は2,480円、一般的な前処理を行う場合は3,460円、複雑な前処理を行う場合は4,800円を加算する。
	イオンクロマトグラフ装置による分析	同	4,380円	
	容量法による分析	同	5,250円	
	重量法による分析	同	5,250円	
	容量法及び重量法の組み合わせによる分析	同	8,410円	
	水の有機炭素濃度測定	1試料につき	4,390円	
	比色法による分析	1成分につき	4,640円	
	ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析	同	7,220円	
	高速液体クロマトグラフ装置による分析	同	7,270円	
	水分測定	1試料につき	4,070円	
	灰分測定	同	4,060円	
	塩分測定	同	3,970円	
	総酸測定	同	3,970円	
	還元糖測定	同	4,360円	
	全糖測定	同	4,360円	
	強熱減量測定	同	3,590円	
pH測定	同	1,780円		

別表第2の1工業技術センター手数料の表熱分析の項中「1,890円」を「2,830円」に、「3,850円」を「5,770円」に、「1,650円」を「2,390円」に、「1,640円」を「2,230円」に、「1,760円」を「2,480円」

に、「2,590円」を「3,570円」に、「3,410円」を「4,800円」に改め、同表材料試験の項中「1,530円」を「2,140円」に、「490円」を「650円」に、「1,560円」を「2,190円」に、「1,540円」を「2,150円」に、「1,330円」を「1,940円」に、「1,480円」を「2,060円」に、「1,880円」を「2,620円」に、「1,520円」を「2,080円」に、「810円」を「1,050円」に、「670円」を「880円」に改め、同表精密測定 of 項中「1,870円」を「2,720円」に改め、同表顕微鏡試験の項を削り、同表表面処理試験の項中「1,680円」を「1,910円」に、「1,830円」を「2,580円」に改め、同表食品試験の項中「780円」を「1,100円」に、「2,020円」を「2,850円」に、「3,390円」を「4,720円」に、「1,760円」を「2,480円」に、「2,590円」を「3,570円」に、「3,410円」を「4,800円」に改め、同表物理化学試験の項中「4,530円」を「6,240円」に、「1,760円」を「2,480円」に、「2,590円」を「3,570円」に、「3,410円」を「4,800円」に改め、同表デザイン調整の項中「2,430円」を「3,480円」に、「1,920円」を「2,740円」に改め、同表成績書の複本の項中「420円」を「600円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第23号**沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第149号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「同じ。）に規定する施設等」を「「施設等」という。）」に改め、同条第2項中「第21条第2項第1号」を「第24条第2項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第24号**国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則**

国民健康保険法施行条例施行規則（平成30年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「並びに第11条第3項」を「、第11条第3項」に、「第7項の数」を「第7項並びに第11条の2第3項、第6項及び第7項の数」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第25号**沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表会議室等の項中「400円」を「480円」に、「290円」を「350円」に、「450円」を「540円」

に、「80円」を「90円」に、「710円」を「860円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第26号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「 <table border="1"><tr><td>造園ガーデニング科</td></tr></table>	造園ガーデニング科		<table border="1"><tr><td>260円</td></tr></table>	260円	を
造園ガーデニング科					
260円					
「 <table border="1"><tr><td>造園ガーデニング科</td></tr></table>	造園ガーデニング科		<table border="1"><tr><td>390円</td></tr></table>	390円	に改める。」
造園ガーデニング科					
390円					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県部活動大会参加支援基金条例第6条の規則で定める団体を定める規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第27号

沖縄県部活動大会参加支援基金条例第6条の規則で定める団体を定める規則

沖縄県部活動大会参加支援基金条例（令和8年沖縄県条例第27号）第6条の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 沖縄県中学校体育連盟
- (2) 九州中学校体育連盟
- (3) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (4) 全国中学校テニス連盟
- (5) 全日本中学校空手道連盟
- (6) 沖縄県中学校文化連盟
- (7) 全国中学校文化連盟
- (8) 沖縄県高等学校体育連盟
- (9) 九州高等学校体育連盟
- (10) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (11) 沖縄県高等学校文化連盟
- (12) 九州高等学校文化連盟
- (13) 公益財団法人全国高等学校文化連盟
- (14) 沖縄県特別支援学校体育連盟

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
--	---